

平成19年第2回京丹波町議会定例会（第3号）

平成19年6月14日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

- 1 番 西 山 和 樹 君
- 2 番 室 田 隆一郎 君
- 3 番 東 まさ子 君
- 5 番 横 山 勲 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 今 西 孝 司 君
- 8 番 小 田 耕 治 君
- 9 番 畠 中 勉 君
- 10番 山 田 均 君
- 11番 藤 田 正 夫 君
- 12番 山 内 武 夫 君
- 13番 篠 塚 信太郎 君
- 14番 吉 田 忍 君
- 16番 野 口 久 之 君
- 17番 野 間 和 幸 君
- 18番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（17人）

町長	松原茂樹君
副町長	上田正君
副町長	堀郁太郎君
教育長	山本和之君
会計管理者	藤田義幸君
参事	田淵敬治君
瑞穂支所長	上田進君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	岩田恵一君
住民課長	岩崎弘一君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	藤田真君
教育次長	長谷川博文君

6 出席事務局職員（2人）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さんおはようございます。

本日は早朝より傍聴ご苦労さまです。

本会議に入りますまでに、一言お願いを申し上げます。

静粛維持のため、携帯電話は電源をお切りいただくか、もしくはマナーモードにさせていただきますようよろしくご協力のほどお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 総務課長

○総務課長（谷 俊明君） おはようございます。

横山議員さんのご質問の実質公債費比率の関係の資料をお手元に配布をさせていただきましたので、ご報告を申し上げておきます。なお、単位につきましては千円でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番議員・山田 均君、11番議員・藤田正夫君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

本日の本会議に瑞穂ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影収録を許可いたしましたので報告いたします。

山田産業振興課長から、他の公務のため欠席する旨の届けを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、一般質問を行います。

野間和幸君の発言を許可します。

17番、野間君。

○17番（野間和幸君） おはようございます。17番、野間和幸でございます。

6月議会におきます一般質問に入らせていただきます。

始めに、限界集落と農地保全についてお尋ねをしたいと思います。

若年層の流出と少子高齢化によります地方、とりわけ農山村の衰退というものは、20世紀最大の汚点であると思っております。半世紀を越える時を経ても解決の糸口がつかめるどころか、なお一層その深刻さをあらわしてきておりますことは、まさに今日までの行政施策の足らざる部分であったのではないかと思う次第でございます。

その象徴として限界集落という言葉が使われだしてきましたが、私自身もこの限界集落という言葉を目にしたのが10数年前であったと、そんなふうに思っております。その当時は、想像はできますものの実態として、どんなものであるのかということが理解できなかったわけではありますが、限界集落や、あるいは、それに類する集落予備軍が私たちの町にも存在しており、また、それが増加している状況にあると思っております。そのことが実態としてとらえることができるようになったということは、非常に残念なことであります。

こうした地域は既に、自助努力だけでは集落機能が維持できなくなりつつありますし、こうした集落が組織化されたとしても、課題解決の糸口がつかめるのかどうか、不安なところでもあります。

そういった意味で現在、町長が進めようとされております地域自治組織によるまちづくりが検討委員会によって検討されておるところではありますが、そうしたことも踏まえて、この現実をどうとらえて、自治組織によるまちづくり以外も含めてどういうふうに、こうした限界集落に対する施策を講じていこうと考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、限界集落やあるいは、それに近い状況下におきましては、農地保全も互いに助け合いながら努力はされておりますけれども、隣人の農地を「任しときや」というところまではいかずに、かろうじて自作地が自助努力によって維持されているところでもあります。

本町の産業振興にとりまして京野菜、あるいは京野菜の産地育成も黒大豆や小豆のブランド力を維持することも大切ではありますが、農作業の9割近くを他人にゆだねなければ農地を維持することができない状況下で、一番取り組みやすい米づくりでさえ、米価の下落による経費負担に耐え切れずに放棄しなければならない状況に近づきつつあります。

この地で生を受け、あるいは、この地に嫁ぎ50年以上、同じ生業で生活をしながら暮ら

してこられた方々にとりまして、自然豊かな生活環境の中で人生の終末を迎えたいと思うのは、多くの方々の願いでもあります。農地を農地として活用しながら、生活環境としての農地をどのような施策で維持・保全していこうと考えておられるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

次に、投票所の再編案についてお尋ねをしたいと思います。

このことにつきましては初日の説明、あるいは、昨日の一般質問の中で多く語られておりますので一定の方向は、あるいは考え方は見えたなあと、そんなふうに思っておりますが、改めてお尋ねをいたします。

合併協議の中で課題となっていた投票所の再編がようやく実施されることとなりました。今回の再編は、地域バランスと公平性の確保・選挙事務の合理化及び経費節減が第一義であったと思っております。

再編案の中身を見ますときに、多少の疑問が残る点があることは、昨日の質問の中にもあらわれておりますが、まずは選挙管理委員会が示され、決定されたことを速やかに実施していくことも大切でありますし、その中でも検討課題は、順次修正していくこともまた必要なことではないかと考えております。いろいろな理由付けをして組みかえをされたわけですが、私自身が知り得る状況の中で疑問を感じるについてお尋ねをいたします。

和知地区の投票所について申し上げます、投票所の位置が変更になったところは、いずれもバリアフリー対応のためと私自身は考えておりますが、一定駐車場の課題もあろうというふうには思いますが、今回変更がなかった投票所がすべてバリアフリー対応であるのかどうかとは考えにくいと思っております。

これらの施設の課題解消をいつごろまでに完了しようと考えておられるのか。また、どのような方法によって、施設そのもののバリアフリー化を考えていこうとされておられるのか、お尋ねをいたします。

また、地域バランスという点においては、今まで一定地域バランスが保たれておるであろうと思われておりましたところが変更になり、あそこはバランスが悪いなあと、何であんな端っこにあるんやなあと思われた地域がそのまま投票所として残されておるように見受けられます。これは、この投票所再編案にうたわれております公平性を確保する、地理的条件も含めて公平性を確保するという点においては、いささか疑問が残るのではないかと、そんなふうに思っております。

また一方では、政治に参加することができなかつた時代に多くの方々の努力によって勝ち得た選挙権の行使は、有権者の私は権利であるとともに義務であると言えるのではないかと

思っております。そのためには一定のリスクは受け入れなければならないと思いますが、だれもが投票する権利を行使するために、有権者が障害を感じない仕組みを取り入れることが行政に求められておると思っております。

一度にすべてのことを解消することは不可能なことであると思いますが、できることからその障害を乗り越えていく努力、解消する努力、そのことが今一番求められておるとして、そのことについてどんなふうにご検討されるのかお尋ねして、第1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。開会以来、連日大変ご苦労さまでございます。

それでは、野間和幸議員の質問にお答えをいたします。

まず、限界集落と農地保全についてでございますが、本町においても集落の高齢化が進み担い手の減少により、耕作放棄地の増加が懸念される状況であります。持続的な農業生産、農地・農業施設の管理にとどまらず、近い将来、集落機能の維持すら困難な状況になると推察されます。

高齢化が進む集落にあっても、まずその集落機能の再構築とリーダーの確保を図ることが必要であると考えます。それにはその集落の住民のみだけでなく、集落を離れて都会などに住む親族、家族、時にはボランティアなども参加する中で、その方向性を決定していただくことです。それをもとに行政、住民、集落を離れて都会などに住む親族、家族、ボランティアなどの役割も明確になり、自主的な自治組織の創造が可能になると考えます。広範な集落機能の維持、運営ができると考えておるところでございます。

従来からある中山間地等直接支払事業や平成19年度から新たに各集落で取り組んでいただく農地・水・環境保全向上対策は、まさに地域ぐるみの協同活動による農地・農業用施設の維持管理活動であり、地域の農業資源を地域住民で守っていく取り組みであります。まず、この制度を実施していただき、集落の維持管理には何をしなくてはならないか、何が必要なのか再確認していただくとともに、これが集落営農組織の確立、地域自治組織の再構築の起爆剤になるものと考えます。

これらの交付金を活用していただき、最悪、農地の草刈り等個人対応ができない部分についてはシルバー人材の雇用、農業公社への委託により負担も軽減されます。こうした中で作業受託や機械の共同利用を行う集落営農の取り組みについても地域の農地保全の観点からも有効なものであり、共同機械の導入や組織の法人化など具体的な支援を行っております。今後も国の制度や補助事業を有効に活用しながら認定農家、集落営農、地域農場づくり協議会、

農業公社など、各集落の実情に合った担い手の育成により、生活環境に不可欠な農地の維持、保全に努めていきたいと考えております。

次に、投票区の再編につきましては合併協議会からの課題であり、昨日も坂本議員、山内議員に答弁させていただいたとおり、町内の投票区における課題等を慎重に検討いただいた上で再編をされると認識をいたしております。

投票所につきましては段差の解消や駐車場の確保など、現存する地域の施設の中で総合的な判断によって選定いただいたものであると考えております。しかしながら、実際に投票が行われたわけではなく、すべて完全であるとは言い切れません。議員仰せのとおり、有権者の反応や改善すべき課題も出てこようかと思っておりますが、そういった中でよりよい投票環境を早期に整えていくことが大切であると思っております。

なお、選挙管理委員会として有権者の利便性の確保という観点から、再編地区における啓発バスの試行的な運行等につきまして、現在委員会で検討されていると聞いておりますし、従来から和知地区においても同様の観点から啓発バスを運行してきた経過もございますので、その点も十分考慮いただけるものと考えておるところでございます。

以上、野間議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和幸君） それぞれお答えをいただいたわけですがけれども、いわゆる投票所の建物そのもののバリアフリー化を、やっぱりバリアフリー対応を考えた上でというふうに、一定の施策方針を打ち出されたわけですので、そういう意味では構造そのものもやっぱり一定、それが大げさなものになるのか、あるいは、手づくりのものになるのかは別にして、やはり一定そうしたことへの対応は、しっかりしていただくことが大事だと。

そして、それが、それならいつまででもよいというものではないと。それで、やっぱりしっかり早い段階にその対応をしていくということが大事だというふうに思うんですけれども、一定のやっぱり期限切りも必要と思うわけですがけれども、そのことについてのお考えをお尋ねしておきたいと思えます。

また、限界集落の問題ですがけれども、これは正直申し上げまして、なかなかどなたが取り組んでいただくにしても非常に課題が大き過ぎて、答えが導きにくいということは事実でございますけれども、今も現実の問題としてお話をしますれば、機械の共同利用も、あるいは、作業受託も既にやっておられて、なお、そういった状況をやっぱり維持することができない、それが実態やと、そういうふうに思うんですね。

それは、やっぱりその地域の課題をしっかりと行政がやっぱりつかんでいただくというこ

とが大事やと。地域の課題は地域が解決することは当然のことですけれども、少なくとも京丹波町のいわゆる産業施策を担当する立場にあるのであれば、それは、その地域の課題が何か。そして、それに対してどういうふうに取り組んでいけば、この地域が活性化するのかということは、お金を使うとか、あるいは、その補助金を取ってくるかということではなくて、やっぱりしっかりとした指導、助言の中で自らが立ち上がっていただく、そういう支えをすることが大事やというふうに私は思っております。

そういった意味においては、初めに申し上げましたように京都府が進めたり、あるいは、この町が進めたりするものについては積極的に補助金等の施策を講じておられますけれども、具体的にやっぱり条件が違うわけですから、それぞれの地域がどんなふうにしていけば元気になるのかということは、どのように思うておられるのかね。ほんまにどう思うてるのやと。それがやっぱり今住民の声ではないかなあと、そんなふうに思っております。町長自身も入植をされて、そして、それぞれの地域に合った取り組みということで、町長は町長独自の歩みをされてきたと思っております。

しかし、そのときに、非常に苦しいときもあったというふうに思うんですけども、ほんまにそのときに行政がもう少し手を伸ばしてくれたらと、私は思われたときがあるというふうに思うんですね。そういう部分が今行政に私は求められておるというふうに思うわけですけども、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。どんな施策におきましても自信を持って取り組むということは大切でありますけれども、手前みそになってはいかんというふうに思っております。

幾重にも慎重になりながら、ある意味で施策に対する憶病さを持ちながら、住民の目線に沿って取り組むことがまさに町長が進めていこうとされておる地域自治組織によるまちづくりに私はつながっていくと思っております。そういう意味でどのような取り組みを、具体的にやっぱりするのかということをお尋ねして、2回目の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず、投票区の関係でございます。確かに、どう環境を整えていくかということは非常に今回の再編にあっては大事な部分であろうというふうに思いますし、本当にすべての人が投票しやすい環境づくりというのが当然、今の時代でございますので整えなければならないというふうに思っておりますし、今はき物をはきかえないで、そのまま投票ができる、そういうものを少なくとも投票のときには、可動式のものであろうとも整えておくべきだろうというふうに考えております。

全体的なそのバリアフリーの整備については、また地域の皆さん方とも相談をさせていた



だきながら、別の制度で整えていくべきであろうというふうには思いますけれども、選挙に関しては、今申し上げましたような対応は第1回目からきちっとやるべきであるというふうには思っておるところでございます。

それから、限界集落が今本当に全国各地で危惧をされているところでございますし、現状それに近寄っている、あるいはまた、そのもの自体を既に迎えている集落もあるわけでございますし、本町の中にも細分化をすれば、そうした集落が見えてくるようになったと思っております。これは議員ご指摘のとおり非常に今日までの制度が、いわゆる農政がどこまで行き届いてきたのかということになりますと、やはり振り返ってみますと、せめて自分の子供には農業は継がせたくないというほどのつらさも今日まであったと思います。兼業で、せめて飯米でもということまで今日まで続けてきていただいた方が既に70代、80代に到達してきて、体も動かないようになってきたということだろうというふうには思いますし、委託するにもお金がかかる。

こういう状況の中でどう地域を再生していくのかということになりますと、やはりそうした前提にあるものをいま一度本当に、今日まで先祖から引き継いできたすばらしい農地、あるいはまた里をどうして守っていくのかと。こうしたことを今日まで、ここに至るまで、私はそう地域で語られてきたのかというと、随分そうした時間を持つことすら避けてきたのではないかというふうには思っていますし、それぞれの家庭の問題、あるいは個々の問題であるところもあつたのではないかというふうには思っております。

何回も申し上げておりますように、川根地区のそうした私どもよりはるかに前に、今で言う限界集落を迎えることを危機感として持たれて、みんなで本当に自分の農地はどう思っているのかということから年齢を問わず、それぞれが本音を出し合って、その打開策を見出してきたということでもございました。

私はまさしく、私たちの地域、そして町でも今一番欠けているのがこの部分ではなかろうかというふう感じたわけでもございまして、広い意味でやはり住民自治組織と申しますか、このすばらしい山、里、この町を守るために、いま一度みんなが直面しております課題に目を背けないで、それぞれの思いを語って、自分の財産をどうしていこうとしているのか。だれにゆだねようとしているのか。ここも本音で語り合わない、人に貸すのはだめ、売るのはだめ、しかし、管理はしない、これではなかなか前に行かないのではないかというふうには思っています。

この部分をやっぱりお互いが、先ほど申し上げましたように本当に、そこにいる高齢の皆さんだけではなしに、やっぱり都会に出ている家族の皆さんも、その相談の中に時にはかか

わっていただいて、本当にどうしたいのかということも聞きながら進めていくべきだろうというふうに思っています。今それぞれのあり方を検討いただいておりますが、やっぱりこれは議員が仰せのとおり、危機感を持ったところがいち早く、そうしたことを取り組んでいただけるものだというふうに私は思っています。そのときにやっぱり国や府の制度以外に町として、ささやかではありますけれども実効性のある施策をすぐ打つことが、このことを少しでも前進させる、好転させる要素だというふうに思っております、この年度中には、そうした方向あるいは相談の仕方、組織、そうしたものを見出していただける地域が出ることを期待いたしております。また、その中で相談されました結果、いろんな課題も出てこようかと思っておりますので、そのときには行政としても何とか、その解決が少しでも早まるような方向で、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 17番、野間君。

○17番（野間和幸君） それぞれお答えいただいて、そのことが実行されるように強く望むわけですけれども、日々の行政事務に携わっておられる皆さんも、やはり画一的な形の中の行政施策が、あり方はどうかということではなく、やっぱりそれぞれの地域に合った、本当にこの地域にとって何が大切かということをしっかり把握していただいた上で、この町がそれぞれ皆さんが豊かになれる、そのために今後ともご努力いただくことをお願いしておいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 次に、東まさ子くんの発言を許可します。

3番、東君。

○3番（東まさ子君） 6月議会での私の一般質問を行います。

まず最初に、暮らしを守る町づくりについてであります。

大增税の昨年に続き、今年は定率減税の廃止によって、サラリーマンや高齢者をはじめ多くの世帯の住民税がこの6月に増額となります。定率減税の廃止に加え、税源移譲による住民税の増額が実施をされるため、大幅に住民税が増加する世帯が生じてまいります。さらに、所得の少ない高齢者にとっては、住民税非課税措置の廃止による増税の経過措置2年目の負担増も加わります。住民税の引き上げは、介護保険料、各種減免の適用基準に影響し、また、公的年金等控除の縮小による国保税の負担も起きてまいります。

そこで、町長に伺います。

まず第一に、19年度の住民への負担増について、定率減税全廃による住民税負担増2,500万の影響人数について、また、住民税非課税措置の廃止による2年目の増税額と影響

人数、介護保険料の激変緩和措置2年目の増額と影響人数、国保税の公的年金控除20万円引き下げによる緩和措置2年目の増額と影響人数についてお尋ねをいたします。

第2に、今回、住民税、介護保険料、国保税とともに住民税の負担増によって介護保険の利用料や保育料、あるいは医療費の自己負担料などに影響し負担が増えます。町民へのこうした影響をどのように考えておられるかお伺いをいたします。

第3に、収入が増えないのに税制改正によって住民税非課税から課税になるなど生活費に食い込む住民税、国保税、介護保険料の負担は深刻であります。減免措置の創設、拡充をすべきであると考えますが、見解をお聞きいたします。

第4に、公的年金を受給されている方で、社会保険料など控除して申告すれば住民税が下がる人がおられます。各種控除を活用すれば住民税が非課税に戻る場合もあります。個別通知、お知らせ版により広報をすべきと考えますが、見解を伺います。

第5に、国民健康保険の資格証明書の発行についてお尋ねいたします。

昨年6月時点で、国保税の滞納は480万世帯、制裁措置で国保証を取り上げられた世帯は35万を超えました。国保証を取られ、医療費を全額負担する資格証明書に変えられた人が受診を控えて死に至る事件も続発をしています。社会保障及び国民健康保険の向上を目的とし、住民に医療を保障するための制度である国保が、逆に、社会的弱者を医療から排除する事態は放置できません。こうした制裁措置にもかかわらず、国保税の滞納率は1997年の16%から2006年の19%へと増え続けています。滞納率向上に役立たず、住民の命と健康を壊すだけの国保証の取り上げはやめるべきであります。

京都府下では資格書の発行は、28自治体のうち9自治体で、町では、本町以外に1町だけであります。お隣の南丹市は実施をされておられません。資格書は出しても滞納は減らない状況の中で、「失業者や病気で所得が減った人は国保証取り上げを控える」あるいは「母子世帯や乳幼児については、滞納でも国保証を交付する」など是正が始まっております。機械的な資格書交付をやめ、滞納者の実態に即した対応をとるべきであります。3月議会では、本町において58世帯に発行しているということでした。改めて、どういう状況で発行に至っているのか、実態についてお聞きをいたします。

次に、今大問題の年金記録漏れについてお尋ねをいたします。

5,000万件もの年金記録が宙に浮き、年金が受け取れなくなる。国民は保険料を納めているのに給付は消えてなくなる。これでは国が、国民に対して詐欺を働いているのと同じです。責任は歴代厚労相と政府にあります。なぜならば、1997年に基礎年金番号の仕組みを導入したとき膨大な年金記録が、氏名と生年月日が一致をせず、宙に浮いてしまってい

るのにもかかわらず。政府は国民に知らせることなく、ほうかむりをしてきました。基礎番号導入を決定したのは菅直人厚生大臣、その後、自民党の小泉純一郎厚生大臣、その後は公明党の坂口力厚労大臣であります。歴代の厚労大臣は共同で責任を負っています。そろって国民に誤り、解決のために全力を尽くすべきであります。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

昨日の新聞では、国民年金の保険料納付記録である被保険者名簿を保管していない市町村が191と載っておりましたが、本町では保管されているのか。また、国の機関委任事務でありましても、徴収事務にかかわってきたのであります。相談窓口をつくって困っている方の相談に乗ることなど、行政として行うべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

続いて、教育問題に関連して質問をいたします。

第1に、就学援助制度について伺います。就学援助制度は憲法26条の「義務教育は無償」に基づき、保護者の経済的要件によって教育の機会均等が損なわれることがないように学用品の購入代金など援助する制度で、困ったときにだれでも申請できる制度です。年々、就学援助制度の受給率が急増しております。その背景には企業の倒産やリストラなど、経済状況の変化や自公政治による国民負担増が家計を襲っているからであります。保護者が気軽に申請することをためらわせることのないように申請受付を学校だけにせず、認定者である教育委員会に直接申請をし、支給は銀行振り込みなど直接支給にすべきではないでしょうか。

また、認定について、本町は所得による基準ではなく、文部科学省が示している項目や民生委員の意見が必要としています。経済的に困難かどうかをはかる客観的な物差しは所得であり、所得で認定することが制度の趣旨にも合ったやり方だと考えます。また、まだまだ制度を知らない保護者の方も多いのではないかと思います。広報お知らせ版など周知徹底を図ることが公平・公正な制度として必要ではないでしょうか。教育長の見解をお聞きいたします。

第2に、全国学力テストについて聞きます。

文部科学省は4月24日、小学校6年生と中学3年生を対象にした全国学力テストを実施いたしました。230万人の子供たちが受験をいたしました。各教育委員会で参加・不参加を決められるため、公立では愛知県犬山市は参加せず、また、私立学校は4割が不参加でした。全国学力テストは2004年に当時の文部科学相が経済財政諮問会議で世界トップの学力を目指すとして、競争意識を涵養するために全国学力テストを実施するのだといったことが始まりであります。

安倍首相は「美しい国へ」の中で、「全国的な学力調査を実施、その結果を公表すべきではないか。この学力テストには私学も参加をさせる。そうすれば、保護者に学校選択の指標を提供できる」と書いています。首相の諮問機関である教育再生会議は、学力テストの結果をもとにした学校選択性の導入を提言しています。学力の全国的傾向を調べて学習指導の改善に役立てる目的であるならば、サンプル調査で間に合います。全国学力テストは、そうした調査とは違い、子供、学校、市町村を競いあわせることで学力が向上するという考えに立っていると思います。このテストで唯一不参加を決めた犬山市は、子供に自ら学ぶ力を育てたい、そのためには競争ではなく、学び合いで人格と学力を育てるとして、習熟度別ではない少人数授業、学級編成、副教材づくりなど、また、市の負担による常勤・非常勤講師の採用などの条件整備を進められており、全国から注目され視察が相次いでいるとのことであり、ます。こうした取り組みにこそ子供の学力向上につながるのではないのでしょうか。

また、9月にはテストの結果が出ると聞きます。国が全国一斉に行い、その結果をランクづけで公表することは、学校間の序列化につながりかねず、テストの結果にとらわれる教育が広がるおそれが出てくると考えます。したがって、結果は公表すべきでないと考えますが、教育長の見解をお聞きいたします。

第3に、文部科学省の委託事業として、日本青年会議所のアニメDVDを使った「近現代史教育プログラム」が各地の中学校などで行われようとしていることが、5月17日の衆議院の教育再生特別委員会の審議で明らかになりました。このDVDは、日本の侵略戦争を「大東亜戦争」と呼び、登場人物の青年が「愛する自分の国を守りたい、(戦争は)自衛のためだった」と教えております。日本の植民地支配については、「従軍慰安婦問題」や強制連行をはじめ侵略・加害の歴史には触れておりません。戦後日本の国際社会復帰の原点と戦争の痛苦の反省から生まれた日本国憲法を否定するもので、過去の戦争への反省とおわびを述べた1991年の「村山談話」にも反しております。

こうしたことからこのような日本青年会議所のアニメDVDが公教育の場で使われることがあってはならないと考えます。教育委員会として、このDVDを使った教育事業を実施されることのないようにされるとともに文部科学省に、この事業の許可を取り消すよう働きかけていただくことを強く求めます。教育長の見解をお伺いいたします。

質問の最後に、水道統合事業についてお伺いをいたします。

水道統合事業では、瑞穂・丹波の給水人口を1万9,000人として、開発団地に6,000人増える計画となっております。人口6,000人増の根拠は、開発団地の土地所有者に対し水道水が供給された場合に、町水道への加入意思の確認をするためのアンケートを行

った結果、区画数の3割強の方が入居するとあるので、総区画数の3割を掛けて出した結果が人口6,000人増の根拠と答えられております。

調査票発送総数5,212に対し1,866を回収、給水要望が90、インフラ整備次第で入居するというのが485件、あわせて入居の可能性があるのは575件であります。回収数1,866区画に対し30.8%だとして、これを入居率とされております。

そこで、お伺いいたします。未回収部分の3,346区画はどう判断されているのか。移住希望のない人は回答しないのではないかと。発送数5,212に対し575で入居率を算出した場合11%になりますが、これが実態に近いと考えますが、どうでしょうか。

また、開発団地全区画の7,114から既に入居されている区画を除き、それに入居率11%を乗じて計算しますと2,148人になります。また、もっとアンケートに忠実であれば、入居の可能性があるのは575件でありますので、6,000人の人口増であれば、1世帯10人の家族が住まなければならない計算であります。6,000人は人口増の誇張であり、実現不可能な論理であります。このようなアンケートの統計の仕方があるのかどうかお聞きをいたします。また、人口が増えなかった場合は、住民にそのツケが回ってくることにはならないのか、負担は増えないのか、お伺いをいたします。

第2に、建設改良費の67.5%を企業債が占めております。この借金は後年度にその元金を償還していかななくてはなりません。企業債の元金は資本的支出で落とされますけれども、利息については水道料金などの収益で支払われる仕組みとなっております。減価償却費と並んで支払利息が維持管理費とともに費用として支出しなければなりません。多額の企業債を借り入れて、設備の新設や拡張を行えば、後年度にその利子負担は収益を圧迫し、赤字になる可能性が大きくなります。赤字になると水道料金を値上げして、住民にその負担が転嫁されることとなります。

昨日の一般質問の答弁で、ダム必要性について理解をいただくものをホームページなどで掲載していくと答弁されておりますが、ダムについては1,400名余りが不安を持っているところです。そうした情報を出されるのであれば、ダムができたらかうなるという、全住民が納得できるものを出していただき、理解を得るべきであることを指摘いたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、東まさ子議員の質問にお答えをいたします。

まず、暮らしを守る町づくりの1点目でございますが、国から地方への税源移譲が本年度からスタートし、所得税については本年1月から実施され、個人住民税については6月から

ということで、その概要については昨年来より議員の質問にお答えしてまいったとおりでございます。そうした中、まさに現在、個人住民税の課税算定を行っている最中でございます。とおおむねこの月の中旬を目途に発送準備を行う予定で進めているところでございます。

最初にご質問の19年度個人住民税課税に係る影響額等については、今算定中でございますので、歳出しました数値の分析を行わなければ何とも言えないところでありますが、現在つかんでいる状況から申し上げますと、定率減税廃止に係る影響人数は7,372人でございます。老年者非課税措置段階的廃止に係る税額と人数は73万3,000円、564人となっております。

国保税については平成18年度中の年金所得をもとに推計した数値ですが、65歳以上の方、約1,100人について影響が見込まれ、本年度の所得割は約430万円の伸びを示すと予想をしております。したがって、1人当たりの平均の影響額は、年額で3,900円の負担増となります。

介護保険料の激変緩和2年目の増額と影響人数についてでございますが、平成19年度京丹波町全体では、730人が激変緩和措置の対象となっております。保険料額としては、平成18年度の激変緩和措置保険料と比較すると、3,400円から9,600円の上げ幅となっております。

2点目でございますが、今回の税制改正に伴います影響についてでございますが、1年間の所得に対する所得税と個人住民税を合わせた税負担額は、税源移譲の前後を通じて基本的に変わらないよう制度の設計がなされているところでございますが、所得税と個人住民税の課税、徴収方法の違いに伴い影響が生じる時期が異なることや、議員ご質問の定率減税措置の廃止などに伴う増額があることも事実でございます。また、年金受給者等の高齢者に対する税負担の重みにつきましては強く感じているところでございます。

こうしたことも含め、納税者である住民の皆さんの十分なお理解が得られるよう、これまで周知、広報の徹底を図ってまいったところでございますが、さらに徴収対象者にお知らせ版を同封して、今回の改正内容についてのご理解を求めることとしているところでございます。

いずれにいたしましても、税負担の公平・公正な制度の確立とともに税体系の健全な維持に資するため、京都府及び京都府内市町村とともに連携しながら、そのあり方等について関係機関、国に提言してまいりたいと存じております。

3点目でございますが、今回の税制改正の一つとして、世代間及び世代内の公平の確保や現役世代と高齢者間の税負担の公平性を確保することが上げられており、経済的地位の高い

高齢者の皆さんにも税体系を支えていただくことが大きな柱として位置づけられているところでございます。このことから広く皆さん方から地方財政を堅持していただくことが肝要でありますので、上位法を越えた減免措置の導入は考えておらず、現行法令または条例に定めている規定を遵守してまいりたいと存じております。

国保税に関しましては、平成18年第2回定例会でお答えしましたとおり、減免対策といたしましては国民健康保険条例第15条の規定のとおり行いたいと思っております。

介護保険料につきましては議員が非常にお詳しいわけではございますが、減額したことによりまして保険料収納必要額に不足が生じないようにするため、結果として保険料基準額が上昇することになりますので、減免拡充は考えておりません。

4点目でございますが、町・府民税の未申告の方に対し、独自の広報誌やお知らせ版により広くPRに努めてまいったところではございますが、年金受給者につきましては、すべてそのデータが送付、入力されていますことから、社会保険料等の控除は処理段階で行っているところでございます。

5点目でございますが、国保制度は相互扶助の上に成り立ち、被保険者の公平な負担は制度の根幹をなすものでございます。また、国保税の滞納の増加は予定収入が確保できず、国保財政の悪化、不安定化を招き、安心して医療等を受けられる国民皆保険の最後の砦である国保制度に重大な支障を来すものであります。滞納分が納付者の負担に上乗せされ、負担の不公平を招くことで、まじめな納付者の納付意識の低下と新たな滞納者を生み出すことにつながるといったことは、絶対に避けなければなりません。したがって、滞納者への資格証明書の発行は制度の義務化とともに、保険者として遵守しなければならないものでございます。

次に、年金の問題でございますが、このたびの年金記録不備をめぐる問題につきましては、議員がおっしゃったとおりでございます。こうした中、市町村に対するものとしていたしましては、厚生労働省及び社会保険庁から住民の方々への不安を解消していただくための国等の対応策を記載したチラシの窓口への設置や、市町村広報等への記載に特段の配慮と協力のみが現時点で要請されております。

議員ご質問の相談体制をつくり、不安を取り除くことが大切ではないかということでございますが、国民年金及び厚生年金に係る記録管理は、すべて社会保険事務所等に保管されている状況であり、住民の方々とは社会保険事務所との間で、本町が担える部分は限られておりますが、現下の状況を勘案する中で、でき得る限りの協力・支援を行ってまいりたいと考えております。なお、年金記録は保管をいたしております。



次に、水道統合整備事業についてでございますが、これまで数回のアンケートを実施してきましたが、給水希望者がアンケートに何度回答しても給水が実現しないため、回答自体を棄権してしまう場合や土地を購入してから現在まで町水道の給水がないことから移住を保留している間に高齢となり、自分自身で判断せずに、相続者に判断をゆだねるといった場合もあります。

以上のようにアンケートで未回答となった所有者の態度も流動的であると考えられることから、未回答区画に対しても30.8%を乗じたものであります。なお、今回の畑川ダムの取水による水道料金の負担増につきましては考えておりません。

以上、東議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 東議員さんの教育問題の関連についてお答えをさせていただきます。

まず、就学援助制度についてのご質問でございますが、就学にかかわっての家庭の状況は、何といたしましても学校が日々の保護者とのかかわりでございますとか家庭訪問等で一番よく知り得る立場、相談可能な立場でございます。よって、従前から学校を通じた手続となっております、その考えは変わっておりません。ただ、何らかの理由で教育委員会の方が申請しやすいということであれば、拒む理由はありませんが、いずれにいたしましても学校、また、福祉関係機関等との協議が必要となっていくことはご理解をいただきたく存じております。また、口座振り込みによる支給につきましては、現行の方法より利便性ですとか確実性が改善されるということであれば、検討したいと存じておりますが、今のところ変更する考えはございません。

認定基準の表現につきましてのご質問でございますが、この関係につきましては、現行の表現方法が最もわかりやすいのではないかと考えております。なお、周知の方法につきましては、全保護者への制度案内チラシの配布、また、ホームページへの掲載などを行っております。

次に、全国学力テストの結果公表についてのご質問でございますが、このテストは各学校における学力の定着度合いを見るものでありますことから、この結果は各学校の指導内容や方法の改善につなげて、ひいては子供たちの学力向上に役立つものでなければならないと考えるところでございます。

次に、日本青年会議所のDVDのご質問でございますが、実のところ、私の手元にはございませんので、内容について不明でありますことから、現時点での見解を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っております。なお、本町では学校を含めて、この教材の

送付並びに要請は受けておりませんことを申し添えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東まさ子君） 学力テストであります、学校、子供に役立つものでなくてはならないということで答弁ありましたけれども、テストの結果というのはどういう形で知らされてくるのか。学校へは公表されるのか。その点についてお聞きをいたします。

それから、DVDですが、まだ届いていないので、見ていないのでコメントは差し控えるということではありますが、インターネットに出ておりますので見ていただいて、こういう中身でありますので、日本国憲法にも反する中身であるし、ぜひとも文部科学省の方へ、こういうものの許可を取り消していただくような、そういう働きかけもぜひ見ていただいて、していただくことが憲法を守る立場からも大切であるというふうに思っておりますのでお願いしておきます。

それから、就学援助制度であります、今の認定基準というのが一番わかりやすいということではありますが、これは国の制度そのものであって、いろいろと生活保護家庭とか母子家庭とか減免、受給、そういう家庭とか、そういうところになっておりまして、ほかの京都府下の自治体の状況と比べても固定されてしまっていてね。全保護者家庭へ配布をされておりますけれども、こういう保護家庭というか、そういうところについては全家庭に配布してもらっても、対象というのは限られてしまっていて、本当に今こういう経済情勢の中でね。まだまだ厳しい状況がありますので、こないだの新聞でも受給率が上がっているというふうにもありましたように、一定の所得基準が示せてあれば、その配布を見て、うちの家庭もということになるし、一番それが公平な制度のあり方ではないかなというふうに思っておりますので、府下の状況も見ていただけたら、もう半分以上はそういうふうになっているし、所得基準を示しているし、また、民生委員さんのそういう関与というのもされていないという状況でもありますので、ぜひともこういうものについては、もうずっと前から同じ答弁でありますので、見直しをしていくことが大切なのではないかなというふうに思っております。

全然もうそういう立場に立たないのか。なぜそういう、もっとみんなの制度として公平・公正な、そういう基準を示せないのか。その点についてお聞きいたします。

それから、住民税の負担増であります、私もこの町から送っていただいた黄色いパンフレットの裏で、私の住民税がどないになるかないうふうに、これに沿って計算してみたら、倍ほどになるんですね。それで、住民税につきましては、私たちは4回の分割払いでありますので、私と主人と合わせれば大変な負担増になってきますので、何ぼ所得税で減額がある

といっても、私たちは確定申告が来年の3月になりますので、本当に一遍に払うということ、4回払いということは大変な負担になります。

こういうものについては、上位法に基づかないものについては町独自ではしないということですが、給与所得者のように6月から5月までの12カ月分割納付とか、そういう払いやすい納税方法を検討するということにはできないのかどうか、お聞きをします。

それから、水道統合事業であります、いろいろと待っている間に高齢化したとか、水がない間にいろんな状況の変化があったとかいうことで、継続は、いろんな住民の要望あるのだというふうな答弁でありましたけれども、こういう計算の仕方ですね。統合事業計画がやっている、こういうのは、どういうところの統計のとり方を参考にしているのか。膨大な架空というか、計算は何ほどもできるわけでありまして、本当に信頼できる計算の方法だということでおられるんだと思いますので、どういうところの統計方法なのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、今回の提案理由説明で、新たに開発団地の所有者にアンケート調査を行う準備を進めているということですが、これはどういうことで、京都府から求められてのことなのか、再評価委員会に提出をするものの準備なのか。

以上について、お聞きをいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 水道の統合問題に関してでございますが、どういうものを参考にしながら、そのアンケートを実施したのかということでございますが、これは、その当時の丹波・瑞穂水道組合で実施されたものでございます。

冒頭にも申し上げましたとおり、改めて所有者にアンケートを行うべく、今、準備を進めておるところでございますが、これは先ほども申し上げましたように、アンケートはとるけれども、本当に給水されるのかということも現実長く続いておりました、いわゆる仮定の上に、そのアンケートを実施されても答えようがないではないかということも現実にあつて、未回答の部分もあったというふうに当時伺っております。

現状、昨年度から未給水団地にも給水を開始いたしておりました、本当にそれぞれ加入をいただきました皆さん方からも、これで一緒に、この土地を求めてきた人たちにも大きな顔で勧めることができる。あるいはまた、友達を呼ぶこともできる。こういうことも現実おっしゃっておりますし、非常に当時のアンケートとは実態が私は変わってきているというふうに思いますし、とらえ方も変わってきていると思います。現実、給水が可能な状況になっている中で、あなたはどうされますかという尋ね方と、あなたが希望されれば給水をこれから

考えていこうとしています、というのでは大きな違いがあるのではないかと私は思っております、そうした観点で数カ月かかろうかと思えますけれども、今、設問の内容等もよりシンプルなものにして、現在入居されている以外の皆さん方にお送りをして、意向をお伺いしたいというふうに思っているところでございます。

残余の質問につきましては担当課から答弁をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 就学援助制度の関係でございしますが、特に、子ども認定基準を設けておるわけございまして、この特に、おっしゃっております準要保護の認定の関係につきましては、生活保護が停止または廃止になった方ですとか、町民税が非課税または減免されている方、また、国民年金保険料の減免を受けている方、国民健康保険税の減免または徴収猶予を受けている方、そして、児童扶養手当の支給を受けている方、また、保護者の方が職業安定所登録、日雇い労働者であるというようなことの認定要件も考えておるわけございしますので、これが一番わかりやすいのではないかというふうに思っております。

所得基準のこともおっしゃっておりますけれども、そこでなかなか難しい点もあるんじゃないかというふうに思っております、このことにつきましては、また研究もしていきたいなという思いもいたしております。

それと全国学力テストの結果の関係でございしますが、学校にも個人にも返ってくるものでございしますし、また、日本青年会議所のDVDの取り扱いにつきましては、慎重に判断して対処していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 住民税の関係でございしますが、税制改正の議論は、もう私も方でしてもしようがないというふうに思うんですが、ただ、確かに6月から住民税が上がりますので、それだけをとらえますと、住民税は実質増税だということで、住民さんからのご批判もあるんじゃないかと、当然そういう苦情といいますか、そういったご質問等も多々あるというふうに私ども認識しておりますし、それに対応するだけの窓口も設けていきたいというふうに思っております。ただ、議員の今おっしゃってました納税方法の検討はどうかということなんですが、特徴分につきましては確かに毎月給与から天引きをしていただいて、その分をこちらの方に送付していただいておりますというところでございします。6月から来年の5月分までということなので、実質4月、5月分につきましては、例えば19年度の4月、5月分の特徴分につきましては前々年度の課税分ということでございしますので、今年6月から改正

になりますと、特徴分の来年の4月、5月分は19年度にかかった分ということで20年度で受け入れますが、そういうことになりますし、これを普通徴収部分につきまして、毎月徴収したらどうかという検討はしないのかということでございますが、今言いましたように、6月から住民税は賦課を始めるということで、4月、5月分についての整理をどういうふうにしていくのかということがございますので、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っています。

ただ、府内市町村の状況のいろいろ参考にさせていただいたり調査する中で、どういう方法があるのかなという検討はしていきたいというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東まさ子君） 住民課長に、答弁あったんですけど、公的年金を受給されている方で社会保険料控除というのは、しているということでありましたけれども、この町から配布されているチラシですけど、これ見てましたら、申告の必要のない人というところで、公的年金を受給されている人とありますけれども、実際、この裏見たら医療費控除とか生命保険料控除とか損害保険料控除とか、いろいろありますので、そういう部分も控除が所得から引かれるので、なぜこういう公的年金を受給されている人は申告の必要がないのか、そのことについてお聞きをするのと、それから、12回払いは、いろいろ複雑だということでありましたけれども出納閉鎖が5月でありますので、私たちであれば6月から5月ということで12回分割納付でも、やる気さえあればできるのではないかなというふうに思うんですが、どうなんでしょうか。

それから、町長にお聞きをいたしますが、最後に言わせていただいたんですが、昨日の一般質問の答弁で、ダムの必要性について理解をいただけるようなものをホームページなどで掲載をしていくというふうな答弁もありましたが、やはりいろいろと住民の中には不安も持っておりますし、負担が変わらないということでありましたが、いろいろと計画をされている事業を進めていくとしたら、統合事業計画の中の1万9,000人の人口が、それに到達しなければ負担は増えるということでありまして、それでも上げなくてもよいということであるのなら今の水道料が一番、よほど高いのか、どちらかになると思うんですが、やはりそういうことも含めて十分全町民が納得できていけるようなものをホームページに掲載されるのであれば出していくことが、みんなダム、ダムと言っているわけではないし、いろんな夕張みたいなことも起きておりますので、そうした健全財政の面からもやっぱりきちんと、そういうことも示していただくことが大切だというふうに思います。

それから、教育長にお聞きするんですが、学力テストであります、学校にも子供にも知らせが行くのかどうか。また、そうすれば名前を記入してテストをされたのかとかいう点について、再度お聞きをします。

町長についても負担の問題について、高いのか安いのか、変えなくてもよいのであれば、今が本当に高いのか。以上について質問して終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 簡易水道の統合整備にかかわります町民負担の問題でございますが、この統合整備にかかわりましての、いわゆる起債借入総額が116億5,000万ということでありまして、そのうち交付税算入額が37億1,000万と。これらを平成13年度の決算額を基本に考慮した中で水道料金につきましても段階的に改正をされまして、平成16年4月に10立方メートル当たり2,670円という試算で、今それぞれご負担をいただいているということでございますので、先ほど申し上げました、それ以上のご負担を強いることはないというふうに思っておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 学力テストの関係でございますが、中学3年生につきましては番号制ということで定められているわけでございますが、小学校6年につきましては原則名前を書くということでございますけれども、京丹波町の場合、ほかの市町もそうだと思いますけれども、番号制を採用させていただいております。ですから、個人は特定できるということでございます。

○議長（岡本 勇君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田恵一君） 住民税を担当しておる税務課長でございます。

まず、年金受給者の方への対応の関係ですけど、東議員さんも持っておられますように、これをちょっととやかく言う前に、申告というのはもう義務ですので、出してもらうのが当たり前ということでございます。

それと、これ、3月の確定申告が終わった段階で全戸配布をさせていただきました。その段階で申告の状況を見たんですけど、所得割がかかるような大きくというか、かなりもらっておられる年金受給者の方については、おおむね申告をされています。ということで残りますのは国民年金等の対象者の方ということで、こういう記載もさせていただいたんですが、国民年金の受給者の方については、もうほとんど控除額も全部取れますので、ほとんどもう所得割についてかかってこないというような状況でした。そういうことでちょっとご理解いただきたいと思います。

それから、4月、5月は出納整理期間やさかいに受け入れたらどうやということですけど、出納整理期間というのはあくまで3月末までに、収納というのは大原則ですし基本ですし、4月、5月分を出納整理期間に受け入れるのはどうかと。これ、ちょっと会計法上のこともあるんやないかというふうに思いますし、ちょっとぐあいが悪いんやないかというふうに考えます。

そういうことですので、4月、5月分については当然翌年度に受け入れるのが原則だろうというふうに思いますし、そういったことについても先ほど申し上げましたように、他の市町村の状況も見ながら、どうできるのかなということについてもちょっと検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（岡本 勇君） 山本教育長。

○教育長（山本和之君） 学力テストの結果の公表につきましては、あくまで市町の方に任されているということになってくるようでございますので、公表の判断等々につきましては慎重に対処してまいりたいと考えております。

○議長（岡本 勇君） ここで暫時休憩を10時45分までいたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時48分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山田君の発言を許可します。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいまから平成19年第2回京丹波町定例会における私の一般質問を行います。

今、国民に大きな不安を引き起こす問題が続出をしております。一つには、年金問題です。先ほど東議員からありましたけれども、本当に毎日、新たな問題が報道され、不安を一層広げております。政府の責任において解決を図るべきであります。

もう一つは、日本共産党が明らかにいたしました自衛隊にある「情報保全隊」による大規模な国民監視活動を詳細に記録した内部文書を発表いたしました。それは、自衛隊の部隊が日常的に国民の動向を監視し、その情報を系統的に収集していたのであります。これは違法であり、憲法違反の行為であります。政府は全容を明らかにし、直ちに監視活動を中止すべきであります。各新聞の社説でも取り上げ、憲法違反で戦前の治安維持法の再現との批判と危惧する声が上がっているのは当然であります。

さらに、6月に通知をされる住民税の見直しは、通知を受け取った人から負担が1.7倍、

2倍以上になっているなど悲痛の声が全国から上がっております。本町は18日から通知を発送する予定と聞いておりますが、生活不安が一層広がることは明らかなです。地方自治体が住民の不安をしっかりと受け止め、不安の解消に取り組むことを強く求めるものであります。

こうした立場から、次の6点について町長にお尋ねいたします。

まず、職員の収賄事件についてお尋ねをいたします。

この問題は、さきに何人かの議員からも質問がありましたが、私からも改めてお尋ねをしたいと思います。今回の事件は、住民の不安と期待の中で出発をした京丹波町の町民に大きな不安と行政不信を引き起こしました。絶対に許せない行為であります。今回の収賄事件は、何のための合併であったのか厳しく問われていると思います。

新聞報道によると、昨年6月に町発注の水道事業の塩谷ポンプ場・配水池築造工事の工事価格を業者に教え、その1カ月後の7月に接待を受け、現金を受け取っていたと報道されています。また、本人は「いけないことと知りながら受け取ってしまった」と供述をしていると言ひ、業者は「今後もよろしくお願ひしますという趣旨でわいろを提供した」と供述していると言われております。

まさしく成功報酬であり、事前に情報の提供をしていたものであり、事前に何回も接待を受けていたことを裏づけるものでもあります。「町民にはお金がない、ない」と多くの要望には背を向け、さらに、区から出された要望書に「町は必要と認めない」、こうした区として必要と考えて出された要望書を一方的に切り捨てながら、町の幹部職員が業者の接待を受け、さらにはわいろをもらっていたこの事実は、「人の交流・連帯で築くぬくもりと躍動のあるまち」の実現を目指すとした方向は、業者との交流・連帯と言わざるを得ません。

もう一点は、業者が接近するのは一般職員ではありません。権限のある執行部や幹部職員であります。執行部である幹部の姿勢や態度が問われていることを改めて自覚すべきであります。これまで指摘している畜産堆肥化施設建設事業でも執行者の責任があいまいにされてきました。こうした土壌が今回の事件を引き起こしたとも言えます。その責任は重大であります。

こうした点から町長に何点かお尋ねしたいと思います。

一つには、収賄事件を起こした原因は本当に、どこにあったと考えておられるのか。

二つ目には、入札制度の見直しなど表明をされておりますが、入札制度の見直しだけで、二度と起こらないと考えておられるのか。

三つ目には、任命責任と監督責任として町長の処分を示唆されておりますが、どの範囲まで考えておられるのか。



四つ目には、今後の対策はどう取り組まれるのか。

五つ目に、町民への信頼回復の取り組みはどう考えておられるのかであります。

二つ目に、地域医療対策審議会の答申についてお尋ねをいたします。

この問題についてもさきに質問がありましたが、町民にとって病院や診療所がどうなっていくのか大きな関心と心配と、これが広がっている問題でありますので、私からもお尋ねをしたいと思います。

京丹波町地域医療対策審議会が8月21日、町長から「町立医療施設のあり方」及び「地域医療等のあり方」について諮問を受け、7回の審議会と視察も実施され、8回目の審議会で答申が決定をされております。

審議の内容は、自由な意見が出しにくいとして非公開でした。情報の開示として議事録が情報公開条例で公開をされていますが、議事録は審議の要点のみで、一体どんな議論がされたのか全くわからないというのが実態です。これは密室の審議会だったと言えます。審議会のメンバーは、町の実態や歴史的な経過など全くわからない。また、医療の専門家でもない京丹波町の顧問弁護士が任命されるなど委員の構成を見ても、真に京丹波町の地域医療のあり方を検討することが本当に目的であったのかと疑問を投げかける方もありましたが、私も同感だと思います。

諮問の内容は、本町における町立医療施設のあり方と地域医療などのあり方について意見を求めています。地域医療などのあり方では、高齢者社会の急速な進展を踏まえ、医療と保健福祉の連携を基本として、今後の取り組むべき方向性を示したとして、一つには、予防を重視した保健医療の推進、二つには、在宅医療支援のための体制整備、三つ目には、地域包括医療（ケア）の推進を上げています。地域医療のあり方としては、健診・保健指導の充実、行政、医療機関、老健施設、介護サービス事業者等が連携した体制づくりを進めること、住民の安心・信頼を確保するためには医療の提供はもとより、将来の超高齢化社会を見据えた医療と保健福祉の一体的なサービスの提供に努め、地域包括支援センターと連携した取り組みを求めています。

自治体病院は、地域医療の中核的病院として、民間の医療機関では取り組みにくい分野である医療と保健福祉の一体的な取り組みで、町民の命と健康を守るために大きな役割を果たしています。保健・福祉・医療の中心的役割を自治体病院は果たしているのであります。

自治体病院ももちろん合理的・能率的な運営の心がけることは当然であります。同時に地方公営企業法第3条で規定する「本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と定めています。

答申は、京丹波町における町立医療施設のあり方に大部分を割いておりますが、本来、地域医療のあり方の中で、町の医療施設の役割を明らかにして、医療施設のあり方、病院や診療所の役割を示すのが当然と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

また、答申を受けて、旧町から引き継いだ病院や診療所をどう運営されようと考えておられるのか、これについてもお伺いをしておきたいと思っております。

また、この答申では、住民への十分な説明責任と理解と協力を得ること、この答申を契機として、議論が深まることを期待するとなっております。3月議会でもお聞きをしましたが、この答申を機会に幅広い住民参加で議論を行い、京丹波町のまちづくりの中で病院や診療所のあり方、医療機関のあり方を明らかにしていくべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

三つ目に、畑川ダム問題と水道統合整備事業についてお尋ねをいたします。

畑川ダム建設については、これまで何回となく問題点や疑問点について質問をしてきました。住民が納得できる説明はされていません。開発団地で人口が6,000人増える根拠は、アンケート調査とか将来の水事業を考えれば、余裕のある給水体制は必要、町の将来発展のために必要などと言われていますが、これはまさに右肩上がりと言われた時代の考え方そのままです。

今、人口が増えているのは、東京など数県の大都市だけです。山陰線複線化など便利になり人口は増え、将来はおおむね2万3,000人を指すと総合計画でも掲げられていますが、お隣の南丹市の総合計画の人口目標は、2,300人も減少する見込みとなっています。これは、水があつて、山陰線複線電化、京都縦貫道の開通で便利になれば、企業が進出してきて、人口が増える式の考え方、開発指向型の考え方から出発しているために、高齢化が進み、周辺部がどんどん疲弊していく状況が見えていないのではないのでしょうか。

そこで、第1点にお尋ねしたいのは、ダム建設に伴いJR山陰本線とダム湖を遮断する遮水擁壁をつくるのが特別委員会でも報告をされました。この遮水擁壁の上を7メートルの町道が走る計画であります。この工事額、府と町の負担割合、また、遮水擁壁の手前に大きな柵をつくり、高さ2.5メートル、幅2メートルで、トンネル延長420メートルでダムの下流へ上新田等の酪農地帯から出てくる水は放流する計画ですが、この工事額と府と町の負担割合についてもお尋ねをしておきたいと思っております。

第2に、この遮水擁壁によりダムにたまる水の総貯水量が減少するために、18.5%の畑川ダム建設工事の負担割合の変更の話があると言われてますが、1%増えるだけでも7,700万円増えることとなります。また、負担割合の変更は、将来のダム維持経費の負担割合

も増えることは当然と考えますが、町としては、負担割合の変更は仕方がないと考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

第3に、畑川ダムは、事業採択から16年、用地買収ほぼ終了したとして、府の公共事業評価委員会の再評価を待って、ダムの本体建設に入りたいとした府の見解も新聞報道されましたが、ダムからの取水量が5,000トン、これまで確保している水量が9,100トン、合わせて日量1万4,100トンの水を確保することになります。水道統合整備事業の変更申請では、人口が6,000人増えても一般会計からの繰入金は2億3,000万円から2億4,000万円となっております。もちろん、この計画書ではダム完成が19年度となっており、計画の見直しが必要なことは当然であります。ダム建設に向けた行事も予定されているのなら、これまで投入した費用や今後負担すべき費用を試算し、予定として水道会計への町の一般会計から何億円持ち出すのか。水道料金は幾らにするのか。具体的数字を明らかにする責任があります。この面でも説明責任を果たすべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。

4点目に、非核自治体宣言の取り組みについてお尋ねをいたします。

京丹波町では、旧3町での宣言を引き継いで、本年3月議会で京丹波町「非核平和自治体」宣言の議決を行いました。宣言では「かけがえのない豊かな自然を平和で美しいまま後世に引き継ぐことは、私たちに課せられた大切な責務です。非核三原則を堅持し、平和を願うすべての人々と相携えて行動することを決意し、非核平和自治体を宣言する」としています。

今、世界ではイラク戦争の泥沼化で、米兵の死者が3,500人、アメリカ以外の派兵国19カ国で276人が死亡したことを最近の情報として報告されています。合わせて一般市民の犠牲者は何十万人とも言われています。戦争は、人と人の殺し合いであり、「暴力はさらに暴力を生むだけ」と言われるとおりです。

平和は、人間が住んでいく上で最優先すべき基本であります。平和でなければスポーツも文化も娯楽も、そして音楽も楽しむことはできません。戦争は子供や女性、さらには障害者や老人など社会的弱者から全住民に大きな犠牲と負担を強いることは、戦争体験をされた方の生々しい話、今、世界で起きている地域紛争や戦争でも明らかです。

戦争は二度と起こさない、しないが全国民の願いであり、町民の願いでもあります。京丹波町と出発し、非核自治体宣言を行った本年度から具体的な取り組みを進めていくべきと考えます。庁舎内に宣言文のパネルの展示、懸垂幕を庁舎前に下げる、モニュメントを町の中心部に設置する、平和の集いなどの開催、平和への思いを子供や戦争体験者の声として町の

広報誌に掲載するなどの取り組みも考えられます。本年8月の終戦記念日に向けて、できることから具体化していくべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

5点目に、国道27号線の歩道設置についてお尋ねをいたします。

この問題は、平成17年、18年の12月議会でも質問をいたしました。現場の状況は私が申し上げるまでもなく、危険な箇所であることはご承知のとおりであります。歩道の設置は地元はもちろん、地権者の協力がまず必要であります。中山地内は耕地が少ないために歩道設置や拡幅に取り組みながら、最終的な合意ができないことから歩道改修が進んでこなかったのが現状であります。事故が起きてからでは何なりません。危険度の高い箇所から優先的に取り組むべきであります。

京丹波町管内の27号線で、白土地内から中山地内へ入ると極端に歩道の幅が狭く、その中でも歩道がないのが「白土橋」であります。合併を機に、旧町をつなぐ歩道として位置づけ、最優先に取り組むべきです。

町長は、これまで答弁で要望していきたくてと言われてきましたが、国土交通省への要望、協議など具体的に進んでいるのか。危険度の高い最優先の箇所として認識をされ取り組まれるのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

6点目に、ケーブルテレビ事業についてお尋ねをいたします。

京丹波町地域情報化基本計画書による新町まちづくりの基本計画として「情報基盤の統一」「地上デジタル放送への対応」「超高速ブロードバンド環境の整備」の3点を重点目標として策定し、京丹波町住民が豊かで安心して暮らせるための情報基盤の整備を行うとしています。地域情報化の概念である「だれもが必要なとき、必要な情報を活用でき、また、それが価値を創出する環境の整備を行う」ことを、目出すとしています。

情報の格差が若年層の人口流出など加速され、一層の過疎化が進行しかねない懸念があるとして、ケーブルテレビの整備で、こうした問題の解消と地域の総合交流の促進、よりよい環境整備のために施策の推進に努めるとしています。この考え方からすれば、平成16年から開局した旧瑞穂町では情報の格差が解消され、若者の人口流出が止まっているのか。合併して地域の格差があるとして、保育所の統廃合、投票所の削減、病院の運営の見直し、学校の統廃合など、そういう問題が進められています。農協は合併による地域からの撤退や郵便局は民営化で集配業務の廃止など、地域の拠点となっていたものが撤退していくなど、町民の生活基盤となるものがどんどん遠くへ行ってしまい、限界集落ができつつある中で今、何を優先すべきも大きく問われていると考えます。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

一つ目には、情報の一元化と言われますが、ケーブルテレビでは一方的に情報を流しても、受け取る側が見るか見ないか判断するため情報が行き届いているのか判断できません。どうい状態を情報の一元化と言われるのかお尋ねをしたいと思います。

二つ目、今、町民にお金がないと、こう言って切実な要求も取り上げない中で19億円の事業費で、しかも国の補助金は3分の1、残りは借金と加入者である町民の負担で行わなければなりません。しかも運営のための維持費が必要になり、高度な機械を導入すればするほど維持管理と修繕費用が多額になり、情報機械は10年を過ぎれば更新の必要が出てくるなど、将来の負担を考えると十分な検討が必要であります。今、最優先する課題と考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

三つ目には、さらに、ケーブルテレビ事業の基本となる「京丹波町地域情報化基本計画書」は平成19年3月、冒頭の町長のあいさつは1月の日付となっています。町のホームページにはありますが、町の重要施策と考えておられる基本計画書をなぜ議会には提出し、説明を今日までされなかったのか。余りにも議会軽視であり、これこそ住民不在です。町のホームページ万能論では、高齢者をはじめインターネットを使わない町民は置き去りではありませんか。町民の何割の方がインターネットを接続し、町のホームページを見ていると考えておられるのか、あわせて町長の見解をお尋ねして、1回目の質問とします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、山田均議員の質問にお答えをいたします。

まず、職員の収賄事件につきましては、昨日、坂本議員に答弁させていただいたとおりですが、今回の事件で失った町民の信頼を回復することは並大抵のことではないと認識をいたしております。原因を徹底究明し、その改善を図り、職員一人一人が今回の事件を自らの問題として自己反省し町民のため、また、京丹波町発展のため前を向き、小さな仕事をこつこつと誠実に執行していくことが町民の皆さんへの信頼回復につながっていくものと考えておるところでございます。

原因はどこにあったかということでございますが、やはり私は、今、新聞報道等で知るしかすべがないわけでございますが、先般も申し上げましたように本人と接見ができ次第、事実確認をしてみたいというふうに思っておりますけれども、今回の件は、制度上の問題とは受け止めてはおりません。やはりこれは本当に公務員倫理の欠如が最大の原因ではなかったかというふうに思っておりますし、そうした土壌が仮にあったとすれば、このことは本当に職員一人一人が自らのこととして反省をしていかなければならないというふうに思っておりますし、そうした今後も一過性のものではなく、しっかりと研修の機会を日常的に

持つようにしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、任命責任と監督責任をどう果たされるのかということにつきましては、一定の考え方を申し上げさせていただいておりますが、やはりこのことは厳粛に受け止めて、私の思いとしては厳し過ぎるほどの範囲で処分をしたいと。また、自らの部分につきましても同様の思いでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域医療対策審議会答申についてでございますが、審議会におきまして町立医療施設のあり方に関しましては、病院事業への財政負担と各施設の経営改善を中心に議論をいただいていたところでございますが、本町が置かれている財政状況を踏まえますと、まず、安定した経営基盤を確立することが大切であると考えております。今後は病床の再編等を含めた医療提供体制の見直しを進めつつ、保健・医療・介護の連携強化を基本とした地域包括医療の推進に取り組みたいと考えております。なお、住民参加で議論をとのご意見でございますが、今のところ考えておりませんけれども、情報公開を積極的に行い、今後の経営につきまして理解を求めてまいりたいと考えております。

時間をとってまことに恐縮でございますが、この機会に病院、各診療所の18年度決算見込みにつきまして、地域医療課長から説明をいたさせますので、お聞き取りをいただければありがたいというふうに思っております。

次に、畑川ダムと水道統合整備事業についての1点目でございます。

遮水擁壁の上部を町道として使用することから応分の負担は必要であります。具体的な工事費及び町負担額につきましては、現在精査中であります。また、遮水擁壁設置案に係るすべての工事につきましては、ダム事業として京都府で施行されることになっております。

2点目でございますが、ダム工事の負担割合については、ダム容量の変更に伴い変動が生じる可能性があります。現在、京都府において精査中であります。したがって、費用負担率の変更につきまして正式な提示がありませんが、仮に変更案が提示された場合は、本町といたしましても十分精査検討して、回答を行う所存でございます。

3点目でございますが、畑川ダム建設に係ります平成18年度までの事業費は31億2,400万円となっており、負担金額につきましては5億7,800万円であります。今後の事業費は45億7,600万円、負担予定額は8億4,600万円となっております。

また、丹波・瑞穂統合簡易水道事業につきましては、平成18年度までに完成した事業費は11億2,100万円となっております。今後の事業費は47億6,000万円となっております。一般会計繰り入れについては、今後におきましても繰入基準に基づき起債償還額の2分の1を負担することになっており、平成18年度までの起債償還額は21億円で、

一般会計繰入額は10億5,000万円であります。なお、平成27年度までの起債償還予定額は70億7,000万円で、一般会計繰入予定額は35億3,500万円であります。今回の畑川ダムの取水による水道料金につきましては、試算によりますと現在の料金で賄えることとなっております。

次に、非核自治体宣言の取り組みについてでございますが、非核平和は、すべての国民が希求するところであり、本町においても非核平和自治体宣言を決議いただいた議会の皆さんとともに、宣言の実現に向け行動していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国道27号歩道設置についてでございますが、中山地区の歩道に関しましては私も議員と同様に、現状では住民の安全な通行が確保できないと考えており、引き続き歩道整備を要望しているところであります。本町といたしましては、まずは昨年度計画が示されました区間、町民バスのバス停付近の歩道改修工事でございますが、これを実施していただくことが大切であると考えておまして、地元協議等を努力いたしているところでございます。

次に、ケーブルテレビ事業についてでございますが、本町では情報収集や発信の環境が統一されていないことから生じる情報のサービス内容や量、あるいは取得環境などにおいて格差が生じております。こうした中で、同じ情報を共有することによる町民のまちづくり意識の一体化や災害等の緊急時対応には情報基盤を統一し、均一で均等な情報伝達手段が必要であり、最優先課題と考えております。

情報の伝達や共有には町民があらゆる方法で取得できる環境が必要であり、テレビの自主放送をはじめテレビ文字放送や音声告知放送、IP電話、インターネット接続など、さまざまなサービス提供が可能なケーブルテレビによる情報基盤の統一が最善と考えております。また、ケーブルテレビによって町域における情報の流通が活性化することによって地域間交流や活性化が見込まれ、だれもが必要なとき必要な情報を活用できることにより、家庭、産業、行政、社会サービスなど社会全体の満足度が増すと考えております。

本町は非常に厳しい財政事情のさなかではありますが、一日も早く町民が安心して暮らせる環境づくりを整えることが本町の最優先課題と位置づけているところであります。

基本計画につきましては本町の現状や国や京都府の施策、住民アンケート、技術動向等を中心に調査を行い、本町における情報基盤の統一を図るには、どのようにすればいいかについて検討を重ねてきました。本計画については情報基盤統一に向けての初期段階のものと考えているところでございます。

以上、山田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） それでは、私の方から瑞穂病院及び各診療所の18年度の決算見込みについてご報告させていただきたいと思います。

まず最初に、瑞穂病院ですけれども決算見込み額、医業収益で5億6,086万円余りとなっております。医業費用で7億1,940万円、医業収支としまして1億5,860万円のマイナスとなります。これに医業外収益及び医業外費用を加えましたもので、計上収支といたしまして7,397万9,000円の損失を見込んでおります。したがって、当年度の純損益といたしましては、先ほど申しました7,397万円余りとなっております。前年度からの繰越剰余金3,220万円を合わせまして、18年度末未処理欠損金といたしまして4,176万円を見込んでおります。特に、診療報酬、入院収益で、前年度と比較しまして約8,000万円のマイナス、外来収益で約550万円のマイナスとなっております。

質美診療所につきましては、収入総額2,350万円、支出総額2,170万円で、180万円の繰り越しを予定いたしておりますが、診療報酬につきましては、前年度と比較しまして約330万円の減額となっております。

次に、和知診療所会計ですけれども、18年度の歳入総額は3億6,840万円、支出総額は3億4,880万円となりまして、1,958万円の繰り越しとなっております。診療報酬に限って見ますと2億5,500万円余りの収入で、前年度と比較いたしまして約3,000万円の減額となっております。繰り越しが多くなっておりますのは、早い時期に一般会計からの繰り入れを行ったことによるものでございます。

最後に、歯科診療所の決算の見込みですけれども、収入総額が7,610万円、支出総額が7,160万円、繰越額が453万円を見込んでおります。診療報酬に限って申し上げますと今年度5,645万円で、前年度との比較で約270万円の減額となっております。歯科会計につきましても早い時期の繰り入れをいたしました関係で、450万円の繰り越しとなっております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいて、またその上にそれぞれ病院、診療所の状況まで報告をいただきまして、それほど大事な問題という裏返しかと思いますけれども、担当の課長に聞いたらいいかかわりませぬけれども、和知の診療所と歯科診療所の繰り越しについての要因は説明があったんですけれども、瑞穂病院のこの赤字の部分の原因です。いわゆるこれまでから問題になっておりました看護師の確保、これが15:1足りないとい



うことで、相当そういう診療報酬が下がるという、これが非常に大きいというようなことも聞いとるんですけどね。やっぱりその辺もちょっとつけ加えてもらわんとやね。昨年度との比較だけで赤字が増えた、増えたということではなしに、やっぱりしっかり担当課としても分析をした説明をお願いしておきたいというように思います。私の言うたのが間違うとったら説明をお願いしておきます。

それでは、町長にそれぞれ答弁いただきましたことについて再質問をしたいと思います。

一つは、収賄事件の問題ですが、いろいろ取り組みの決意等もされておるわけですが、すけれども、制度とかそういう問題ではなしに、本人の問題なんだということだと思うんですけれども、やっぱりそれを生む要素というのも本当に、それぞれいろんな要因があったのではないかということも考えられると思うんですね。

これがその原因かどうかという問題というよりも、やっぱり見直しというのは、あわせてやるべき問題として一つお尋ねしておきたいのは、入札制度の関係で郵便入札の導入等も表明されておるんですけれども、合併時に、これまで旧町では土木とか建築とか水道課の官公需、それぞれ専門の業者別に協会などがつくられて、それぞれ関係する入札も行われておったわけですが、町が合併をして建設協会も一本化をされた。加入金だけでも100万円を払わなきゃならなかったということも聞いておるわけですが、一本化をされて、逆に、この仕事が上位ランクばかり取るために、なかなか下請ばかりの状況になっておるということも聞くわけですが、業者のランク分けがあるわけですから、やはり仕事の分割発注というようなものもやっぱり地方自治体としては、やはり考えることも基本ではないかということ。

やはり経費の節減ということを第一主義でこういうふうにやられたのかわかりませんが、やはりそういう見直しの問題と同時に、かばん業者と言われていて、実際には落札しても下請に出しているだけという業者、本町ではどうかかわかりませんが、他町ではあるというふうに聞くんですけど、本町の実態としてあればですね。やっぱりこういうものをあわせて見直しを行うということも当然必要やというふうに思うんですけど、その辺の考え方ですね。分割発注とか、そういうもしもかばん業者という、そういうのがあれば見直しをきっちり行っていくということが、あわせてやっぱり必要だというふうに思うんです。

もう一つは、この際ちょっと堀副町長にもお尋ねしておきたいと思うんですが、今回の事件にかかわって、課長以外にも職員が接待を受けたと、こういう報告、また、新聞報道もされているわけですが、多くいる職員の中で、同じ旧町出身の職員ばかりが、その同じ旧町出身の業者とはいえ、接待を受けていたと。元副町長の部下であった職員であります。この

業者との関係で、なあなあという、そういう関係が本当にあったんじゃないかというふうに思えるんですけども、当時の責任者としてはじくじたる思いだと思いますけれども、責任の一端を感じておられると思うんですけども、伺っておきたいと思います。

それから、二つ目の地域医療審議会の関係でお尋ねしておきたいと思うんですけども、病院や診療所会計というのは企業会計でやっているわけですから、当然この中には建物減価償却とかいろんな経費も含めて計上されて、数字が出ておるわけでございますけれども、この自治体が運営しているほかの事業ですね。同じ視点で見ると自治体の施設、減価償却は出ておりませんし、これから取り組まれるケーブルテレビ事業でも、それぞれ旧町から引き継いでいるいろんな施設、一般会計の中で処理をされております。人件費も含めて。非常にそれぞれわかりにくいと。だからやっぱり京丹波町の財政力に合った規模、運営と言われるのなら、すべての事業について検証して、その中で優先すべき施策を決めていくと。そして町民にもしっかりそれを説明するという、そういうようにならなければ、ただ出てきた数字が赤字だと。それ、皆、減価償却も入って、そういう莫大な数字も出とるわけでありますから、やはりそういうように私はすべきだと思うんですが、その点についてどうなのかと。

それから、住民参加によるまちづくりを町政の柱に掲げられておるわけですから、当然この病院、診療所、本当にそれぞれの旧町の人たちにとっては本当に大事な施設。やっぱりそういうあり方について、住民参加で取り組むというのが住民参加のまちづくりだと。10人の代表の審議会で方向を決めた。これは参加住民と私は言えないと思うんですけども、その点についての町長の見解、伺っておきたいと思います。

それから、情報公開のことを言われたんですけども、実は私、情報公開で請求をして取りました。相当これ、費用も要るんです。議員やったら当然こんなもんただかんなんと思うんですけども、情報公開で取れということやったんですけども、しかし、これ見るとね。先ほど言いましたように要点筆記で、何を議論されたね、全くわからないんです。本来、情報公開というのは、やっぱりそういう質疑とかいろんな議論された中身も公開されて、そして内容がわかると。ああこういう意見もあったんやなあ。やっぱりそれが情報公開の原則やと思うんですね。この要点筆記で、どういうことやったんというのがわからんというのはね。町長の言われる情報公開なのかどうか、まずは一つ伺っておきたいということと、それから、当然こういうものはインターネットにもホームページにも載せて、それぞれの方が見ていただくということも、これね、当然必要やと思うんですよ。わざわざ意見が出にくいというてやね。審議会を非公開にしておいてやね。出てきた内容も全く、こんな内容ではです。本当にお粗末限りないというように思うんですけども、その点についても、あわせ

てお尋ねしておきたいと思います。

それから、畑川ダムの問題でお尋ねしておきたいんですけども、今それぞれ、これまで投入した金額、これから投入する金額も言われて、そして料金はかからないと、こう言われました。金額ははっきりしてますね。そやけど、この大前提となるのは、いわゆる1万9,000人、旧瑞穂・丹波で増えるんだと、この前提で計画はされております、収支はね。当然、その収入もそれに見合っているわけですから、だから、そこが根本的に崩れておるのに、料金は変わらないということになったら結果としては、今度その足らず米はどうするのやということになるわけなんですけれども、そこは料金に上乘せしなければ、一般財源から投入するという以外のもうなるわけですし、もちろん水道会計で努力という問題もあろうかと思えますけれども、莫大な金になるわけですから、その点について伺っておきたいというように思います。

それから、非核自治体宣言の取り組みについて、通告で具体的なことをしていなかったの、答弁がなかったかと思うんですけども、もう少し具体的な京丹波町として、やっぱりどういうものを取り組んでいくんだと。私、何点かちょっとモニュメントとかパネルとか、すぐできるのやったら懸垂幕とか申し上げたんですけども、やはりそういうものをしっかりやって取り組んでいくということにしなければ、やるんや、やるんやということで実際に何も見えないということになりますので、やはり具体的にできることから、この取り組みもやっぱり進めていくということが宣言の趣旨ですので、その点について、あわせて伺っておきたいと思います。

それから、27号の歩道設置の関係、バス回転といいますか、いわゆる27号の路面が下がっておることから、そういう改修の計画もされておるようではありますが、実際、もういろいろな話を聞いておっても高齢化になって、社協のマイクロがなかなか出入りできひんということも要望も出されておるようですし、実際には聞いておるんですけども、やっぱりそういうこと一つとっても本当に緊急な課題になってきておると思うんですね。全体の歩道の改修計画ということも当然必要やと思えますけれども、緊急度の高いところからやっぱりやるという、そういう立場でぜひ取り組んでいかなければ、なかなか進まないということもありますので、改めて町長の決意ですね。やっぱり進んでいってこそ、取り組んでもらうとるなあということになるわけですから、進まなければほんまに国土交通省にどんなこと言うてもとるのやということになるわけですので、ちょっと危険ということも認識されておるわけですから、その解消のためにどうするというところで具体的なやっぱり取り組みも、もっと思い切ってやっていただくということが必要ですので、その点もう一度伺って

おきたいと思います。

それから、ケーブルテレビの問題なんですが、情報のいろんな一元化ということで言われておるわけでございますけれども、一つは、テレビの放送電波の問題で、デジタル化でそういう問題も出てきておるんですけれども、このアンケートでケーブルテレビの賛成が72人、46.2%と、こうされとるんです。半分いっていません。回答された方の中の数字ということになるんですけれども、やっぱりこれを一つ考えてもですね。6月から住民の説明会も予定されておるようですけれども、考えてみれば職員の収賄事件、投票所問題、病院の診療所や問題、もう本当にたくさん説明をせんなんと。同時に住民の声も聞こうとすれば、ほんまに形だけで終わる可能性もあると思うんです。

だから、ほんまにこのケーブルテレビを重点施策として考えておられるとすれば、もっと細かく町政懇談会を開いてですね。直接やっぱり町民の声を聞いたり説明をするという、そういうこともしっかりやらなければ本当に、ただ単なる町が走っていくということになりかねへんかと思うんですけれども、その点ひとつ、まず伺っておきたいと思います。

それから、この負担の問題で瑞穂ケーブルテレビ、今、2,000円ということになっておりますが、実際、今、京丹波町の国民年金をもらっておる方、年金の中では大多数なんですけれども、町長もご存じだと思うんですけれども3万円台なんです。その方が今度介護保険、後期医療で、いわゆる保険料も年金ということも言われております。そういうことを考えると、ほんまに年金が手元に何ぼ残るか。それで生活せんなんと。今、例えば共聴でしたら500円とか300円の料金なんですけど、これ、瑞穂並みになると2,000円ということになります。非常にそういう面では負担が大きい。もちろん水道も電気代もあるわけですから。

実際に私ね、瑞穂のケーブルテレビに聞いたんですけれども、未収はあるんかと。あると。どうしとるのやと。スイッチ切つとるのやと。テレビは映らないんですわ。だから、こういう事態になったら、何ぼ町長が言うね、情報を送ったかてね、行かないと。やっぱりそういう状態もあるんだということも本当によく考えて、この問題取り組まなきゃならんと。この総合振興計画の中でも大前提となるのが安心して暮らせるまちづくり、この整備が整った上でのものなんだということ。大前提なんだと、こう言われたけれども、計画のこの話がどんどん進んで、一番基本となるべき本当に安心して暮らせるまちづくり、これは何なんだと。本当にお年寄りが3割を超す、こういう京丹波町で医療や福祉、やっぱりそういうものがしっかり行き届くというのがね、安心して暮らせるまちづくりだと。

これ、アンケートで7割以上の方が示しておるわけですから、やはりそういう立場でね、

私はぜひ見ていくべきだというふうに思うので、改めて伺っておきたいということと、今言われております事業費19億円、3分の1の補助金とすると6億3,000万。旧瑞穂と同じように1万円としたら、対象となる戸数をね。大体、丹波、和知で4,000戸とすれば、4,000万円ですわ。だから、残りの12億3,000万は借金と一般会計から入れんなんということになります。これ、何を使うかという問題はありますけれども、しかし、言われるように借金で返済をしていかなんということになるわけですので、やはり本当にそういう中で、何を選択するかということは問われてきておるといふふうに思いますので、改めてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 瑞穂病院の関係につきましては、後ほどまた担当課長から説明をいたさせますが、収賄にかかわってのいろいろ見直しをしていかなければいけないのではないかとすることは、やはり先ほど申し上げましたように、生まれた、こうしたことは常態化していたのではないかとこの部分、あるいはまた公務員としての、先ほど申し上げました倫理はもちろんでございますが、服務規程を本当にしっかり自分のものとして、また、公務員の姿勢として、日々の業務に当たっていたかということも改めて、非常に残念ではございますけれども、問い直しを今いたしております。

そうした中にやはり見てみますと厳しさ、あるいはまた公務員としての使命、そうしたものの、また、そこに対する町民の皆さん方の厳しい視線、そしてまた当然のことながら、それに耐え得る精神力あるいは知識、こうしたものを持ち備えなければならないわけですが、少しそうした面では甘さ、そうしたものも少し出てきつつあったのかなあというふうに思っております。

当然のことながら、今回のあつてはならない、こうした事件が起きたわけですが、やった者のみではなく、やはり一人一人の問題として今、目をそらさずに立ち向かっていくように指示をいたしておりますし、職員もそうした思いで今、一人一人が取り組んでくれておりますし、これからこのことを教訓に町民の皆さん方の福祉の向上に、しっかりした働きをやってくれるというふうにかたく信じているところでございます。

また、業界の関係等についてもお触れをいただいたわけですが、今日の非常に公共事業が減ってくる中で、厳しい環境にはあるわけですが、それぞれが生き抜くための努力をいただいているというふうに思っております。その中で業者への分割発注等は既に行っておるわけですが、今回、19年度から制度そのものの見直しも行い、発注をしていく予定でございます。また、かばん業者等につきましては、本町の業者内の中には

いないということですので、ご理解を賜りたいと思います。

地域医療の関係で、ここだけ、例えば病院、診療所関係だけをピックアップして、どうである、こうであるという議論はいかななものかというご指摘でございますし、まさしく今、私たちの町が抱えております財政難の原因、また、改革の方向、そうしたものを示すためには、すべての事業の検証をしながら比較対照し、何を取捨選択するかということが議論のまず第一歩目であろうというふうに思いますので、そのように努めてまいりたいというふうに思っております。

また、住民参加のあり方でございますが、これは、いろんな状況をお知らせをしながら、その都度その都度やはり改善もしていかなければならないというふうに思いますし、また、そのことも理解をいただきながら何が残せるのか、このことも非常にこれから厳しい選択していかなければならないというふうに思っております。もちろん議会の皆さん方のいろんな高い見地からの提言もいただかなければならないというふうに思いますし、また、町民の皆さん方にも安心・安全な町、そして、その根幹にある安心して自分の健康についてゆだねられる場所がある、こういうことは本当に思いとしては、たくさんの皆さんがお持ちだろうというふうに思います。

そうした中で地域医療に対する町民の皆さん方のニーズもまたさまざまありますし、そこにどういうものを残すべきなのか、このことも先ほども申し上げましたように、包括的な形で今後検討をしていくべきではないかというふうに思っておりますし、その都度やはりいろんな広報でございますとか、町政懇談会でございますとか、あらゆる機会をとらえて、また、町民の皆さん方のご意見も聞かせていただきながら、また、その集約をされております議会の皆さん方のご意見も十分尊重させていただきながら、改革に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、せっかく医療審議会の情報公開を求めても概略のみであって、なかなかその審議の中身が表記されていないのではないかとございまして、今も確認をいたしましたところ、今、議員お手元にお持ちの中身がすべてでございまして、詳細な部分については記録がないということですので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

次に、畑川ダムに係る水道料金の設定等でございますが、先ほど申し上げましたように、丹波・瑞穂簡易水道の統合整備計画の中で、当然のことながらダム建設を想定して、確保する水量、そしてまた、これから必要とする量等々を算出されて進められてきたことは、先ほど申し上げましたとおりでございまして、そうした中で私どもといたしましては、より皆さん方がこれから本当に異常気象も言われておる中で、いかにこうした地形の中で安定した水

を確保しておくかということ是非常に、中長期的には非常に大事なことになってくるというふうには私は思っております。目先のことで判断を誤らないように私はしたいというふうには思っておりますし、このことが本当に今、あらゆるインフラ整備が進んできました、そしてまた、そのことを本当に、できてよかったということでとどめない戦略もやはり必要であろうというふうに思いますし、せっかく整えましたインフラ整備をいかに活用しながら、町の発展を求めていくかということが大事であろうというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、非核宣言の町として、具体的な行動を起こすべきではないかということでございます。先ほど幾つか議員からもご指摘をいただいたわけでございますが、できるものから取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、27号線の中山地区の整備でございますが、先ほど申し上げましたように、非常に狭隘なところでございますし、一步玄関を出て車を出すにも歩くにも、非常に危険な箇所だというふうに思っております。先ほども申し上げましたように順次、これも区民の皆さん方と十分相談をさせていただいて、いわゆる安心して通れるような構造にするためには、やはり地権者である区民の皆さん方の理解がないと進まないわけでございますので、国交省としても、そうした面でぜひ区民の皆さん方の理解を得ながら、順次改良を進めていきたいということでございますので、国交省はもちろんでございますが、私ども町といたしましても区民の皆さん方に理解を得られるような、そうした話し合いも積極的に持たせていただいて事業の説明なり、また、区民が理解をいただけるような方向で逐次計画的に進めていただけるように、今後も努力をしてまいりたいというふうに思っております。

ケーブルテレビにつきましては本当に、これから2011年の地デジの全面切り替えということもありますし、今、情報を何で得ているかということになりますと、七十七、八%がテレビからという現状もございます。また、そうした中でNHKでございますとかKBS等につきましては、一定電波の配信を確保できるというふうに伺っておるわけでございますが、民放まではなかなか、その民間の資本が入ってこないということもありまして、この私たちの町は非常に、そうした面では空白地域が多いといえますか、そういう状況であります。現状では、それぞれ共聴テレビ組合等で行っていただいておりますが、これもやはり一定の改修を必要とするわけでございます。

こうした組合側との話し合いも今後させていただく中で、それぞれがダブって投資が進まないといえますか、むだな部分はお互い省くべきだろうというふうに思いますので、十分ご説明を申し上げて、ご理解をいただくようにしてまいりたいというふうに思っております。

ございます。やはり基本的には、もう全戸加入いただかなければ、私どもが目指しております情報の一元化というのは、なし得ないわけでございますので、できるだけ町民の皆さん方の直接的な負担は抑えた形で進めさせていただきたいというふうに思っておりますし、必要最小限のご負担は、それぞれが分担をいただかなければならんというふうには思いますけれども、そうした部分も一回の町政懇談会ですべて聞き取ったということにはならないかもしれませんが、現状、一定の考え方を示させていただきまして、それぞれのご意見も承る中で、慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、残余の部分については、それぞれから答弁をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 堀副町長。

○副町長（堀郁太郎君） それでは、ただいま山田議員の方から2回目のご質問でいただきましたように、不祥事の事件の発覚についての責任はどうだというふうなことでご質問をいただきました。確かに、私どもの職員でもございましたし、現在も我々と同じように働いております職員でございます。職員の立場をしっかりと守るのが私の役目でもあろうというふうに思いますけれども、真摯にこの事件を受け止めておるわけでございますし、先ほどご質問がありましたように、土壌があったんではないかなあというふうなことでございますけれども、昨日のお話をさせてもらいましたように、私が確認をした分はございませんので、私はなかったのではないかなあというふうに思っております。

今後、先ほど町長からもありましたように、厳し過ぎるほどの処分をもというふうなことでございますし、今後、起こしました当事者も含めまして、町民の皆さんへの信頼回復はもちろん考えておりますし、特に、今の現状で旧和知におきますと本当に、それぞれの皆さんが口をつぐんでおるというふうな状況でもございますし、恐らく心に傷のない人間もおらんというふうには思いますし、そうした中では、それぞれ自覚をしながら、今謹んで見守っておるというふうな状況ではないかなあというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 先ほどの決算見込み額の報告の中では、まだ現在のところ、詳細な分析ができておりません。実態としての数字を申し上げたにとどめさせていただいておりました。今後、詳細に分析をしてまいりたいと考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ回答をいただきました。

一つ、改めて収賄事件の問題なんですけれども、職員の研修という問題は、これは当然、そういう事件があろうとなかろうと、やっぱり自治体の職員としての役割をしっかりと身につ



けて、住民が主人公という立場でやっぱりやっていただかなければ、住民に雇われておるとい立場なんですので、そういう立場をしっかりと基本に置いて、研修はすべきだというふうに思います。

一つちょっと気になることもありますので、お尋ねしておきたいというのは、関係した職員については異動をされたということもあるんですが、やっぱりそういうことはないと思いますけれども、全体の職員から見て、見せしめ的なそういう対応、処分は、しないようにしていただきたいと。そういうことはないと思いますけれども、そうしなければ、やっぱり職員が萎縮してしまうという問題もあります。一般職員の監督責任というのは当然やっぱり上司にあるわけですから、今回の場合でも、もし上司から声をかけられていたというのなら、本当に上司の責任は重大だというふうに思いますし、事実経過もよく把握されて対処していただきたいと。この問題で職員全体に責任があるように強調して、萎縮させることがないように取り組むことも大事であるというふうに思いますので、その点もあわせて、この問題については申し上げておきたいというふうに思います。

それから、地域医療の関係なんですけど、町長も当然決裁されておるので、見ておられると思うんですけどね。情報公開で出された資料。これ、例えば第4回の地域医療審議会の議事録を見たら、1時半から4時半まで会議をしたということになっとるんですが、このB4のページにいっぱいもないんですね。そのメモが。こんな、いわゆる審議会やったんかということにもなるわけですね。一部始終、一字一句記録せえということはありませんけれども、重要なやっぱり審議をしておると。それをいうたら住民の代表の機関なんだというようなことすら言われる審議会ですよ。その中身が何時間もしてやね。行数にしたら、ほんまに10行もないぐらいのことしかなっとらんと。これでほんまに住民の声が届いておるのかということにもなるわけですから、改めてやっぱりそういう問題は、もうしょうがないということやそうですけれども、ほな、どないして、これ、審議会の答申が出たんやということもね。私は本当に疑問に思いますし、どうであったのかと疑わざるを得ないというふうに思うわけでございます。

やっぱりそういう面では本当に、この病院問題、診療所問題というのは本当にしっかり取り組んでいく、議論を深めていくということが大事だということを改めて申し上げておきたいというふうに思いますし、ダム問題では、先ほど東議員の答弁で、いわゆる現在の償還の残高や交付税の金額も明確に言われました。

昨日の室田議員の病院の交付税の問題では、はっきりその交付税はわからないんだと。病院のときには交付税ははっきりわからない言うて、今度は、水道のときには37億1,000

万、明確に答えられとるんですけれども。だから、病院も算入された額はあるわけですから、やっぱりそういうようにきっちり言うていただくということをしなけりゃ、片方では明確にされなかったわけですから、やはりそういう姿勢が問われるわけですから、やはりそういう点では、今後そういうことがないようにしていただきたいということも申し上げておきたいというように思います。

それで、畑川ダムの関係でインフラ整備、目先のことですね。判断を誤らないようにしたいと、こういうことを言われました。町の発展を求めていくのが大事やと、こう言われましたけれども、インフラ整備をして、企業が進出をしてくると。努力をするということなんですけれども、私もお隣の福知山市になりました三和町の工業団地見てきました。もう比べものになりません。あれぐらい整備をされて、例えば職員の保養的な、そういう公園みたいなものをつくられたり、もちろん水も皆完備されておってもですね。工場が来ないというのは実態なんですね。だから、夢を追うということよりも、しっかり実態を踏まえてやるということが、私は一番大事だというように思います。

確かに人口、開発団地で申し込みあったと。302人あったけれども、京丹波で住所を置いてあるのは52人ですわね。実際、それなら水道を使うのは来て土日やと。住民税も入らんと。固定資産税一部入るかもしれませんが、やっぱり京丹波町という立場からすれば、町民に対してしっかり責任を持つと、こういう立場で私は進めるべきだというふうに思いますので、この点についてもやっぱりそういう立場でね。しっかり進めていかなければ、誤った方向、誤ったものが取り返しがつかないと。それこそ北海道の夕張のようになると。結局は住民にツケが回ると。

本当に私も議員やらせていただいたって思うんですけれども、この間、本当にいろんなことがやられてきて、失政もありました。しかし、その責任は本当にとらなくていいんですね。議員もトップである町長も。本当に民間、それこそ民間会社と同じように言われるなら、当然その責任がついて回るんだということに本当になってこそ、一つ一つの取り組みを本当に真剣に将来見越して、もっと喧々諤々と議論しながらやるべきということに本来、私はなるんだというふうに思いますけれども、そういう立場で進めていくべきだという点も申し上げておきたいと思います。

ケーブルテレビの関係で、一つはホームページで記載されとる問題でね。町長も議員をされておったわけなんですけれども、これ、先日説明を受けたんですけれども、本来ならホームページに載せる前に議会に報告するのが、これが基本だと思うんですけれども、ちょっとその辺の考え方だけ伺っておきたいというのが一つ。

それから、ケーブルテレビが例えば実施をされていきますと、町内のそういう電気店なんかの業者の方ですね。これ、現時点では保守・修繕・点検などは、もう専門のメーカーしかできないと、こういうことになっておるんですが、やはりそういう問題でも本当に地元の業者ができないのか。企業組合つくって研修してできないのかということもね。本当にしていかなければ、大きな投資をして、あと維持管理、専門の業者しかできないと。もう莫大な修繕費がかかると。地元の業者は疲弊していますという、こういうことでは何のための、この自治体としての企業かということにもなりますので、その点についても、もっと研究したり、実際に業者ができひんというのなら地元業者が、はっきりそれはさせていただきだといふ点を申し上げておきたいし、見解を伺っておきたいということ。

それから、このケーブルテレビによって配布される文書ですね。情報の一元化されるということになりますと、そんなに少なくなるのか、全くなくしようというように考えておられるのか、お尋ねしておきたいというように思います。

ケーブルテレビはアンケートを抽出されたということですが、本当にこのまちづくりを進めていく上で、今本当に何を優先するのやと。病院問題も含めてね。改めてやっぱり住民アンケートなんかもとってですね。本当につかんでいくということも、本当に必要な点だという点も申し上げて、その見解も伺って質問いたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず、収賄の関係でございますが、ご指摘をいただきました職員の研修等につきましては、本当に改めてということではなしに、これは本当に、もっともっとやっておけばという思いもいたしました。しかし、一方では、最低条件としてのものは、それぞれが持ち備えてくれているという思いもありました。そうした中で先ほど申し上げましたような実態として出てきたわけでございますので十分これから、そうしたことも年に一回というようなことではなしに、それぞれの課でもしっかりそうした部分で、どうあるべきなのかというものも常に研修をさせていきたいというふうに思っております。

また、処分の関係でございますが、私は、いわゆるこのことに現実かかわった者につきましては、本町の職員懲戒分限審査委員会ですっきり本人の事実確認も含めて、その中で決定をするように指示をいたしております。決して見せしめ、あるいは職員を萎縮させる、こういうものではございませんし、当然のことながら、こういうことをすれば、こういうことになるという指針もきちっと職員にも示してあるわけでございますので、その範囲の中でどうであったかということに対しての処分でございますので、当然、公務員として、そのことは自覚をしながら日々業務を遂行してくれているという思いでございますが、今回そこから逸

脱したものがあつたということでございますので、厳正に処分をしたいというふうに思っております。

地域医療審議会のあり方でございますが、喧々諤々の意見はあつたと伺っております。そうした中で、本当にいろんな考え方がある中で、また、本町の実情も理解していただいた上で、最終的に両論併記という形になつたわけでございますが、決して事務局の作成したものをそのままのみにされたということでもありませんし、この両論併記こそ本当に、今の私たちの町の実態をあらゆる角度から見ていただいていた結論であつたのではないかというふうに思っております。そうした面では、いろいろご指摘もあつたわけでございますが、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

畑川ダムの考え方等につきましては、少し平行線をたどるのかもしれませんが。私どもといたしましては先ほど申し上げましたように、本当に長い間、水に対しては非常に、その確保に苦慮してきたところでもございます。現状の簡易水道の水源等につきましても非常に今後の異常気象、あるいはまた現状の状況等も含めて、非常に心配をいたしておるわけでございます。本年も非常に降雪が少なかったわけでございますし、もう既に九州では梅雨に入ったということでもありますけれども、なかなかそうした面ではエル・ニーニョでございましょうか、何かそういう現象も起きておるようでございますので、ラニーニャ現象でございましょうか。そうしたものも現実あるようでございますので、非常にこれからの気象状況の変化というのは、想定をしておかなければならないというふうに思っております。全国各地のいろんなダムの状況を見ましても、非常に厳しい状況に現在あるのもテレビ等で報道されているところでございます。

そうした意味におきましても最小限の水をしっかりと確保しておくという意味では、この畑川ダムに大きな期待と、そしてまた今後のまちづくりに対して揺るぎないインフラ整備になると私は確信をいたしておるところでございます。

ケーブルテレビの基本計画をなぜインターネット上では流し、ホームページで掲載しておきながら、議会の説明はどうであつたかということで、大変申しわけなく思っておるわけでございます。理由といたしましては先ほど申し上げましたように、今これを進めていくためのいろんな状況等の把握をしてまいつたということでございます。かねてから申し上げてきた内容をまとめたということでございまして、特に伏せてきたということではございませんので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

また、これにかかわつてのいろいろ高度な技術等が駆使されなければならないということで、これからの例えば、これを完成した後の維持管理でございますとか、また、それまでの

部分でございますとか、いろいろ地元業者の育成等もあるわけでございますが、これは私どもが特にとということではなしに、やっぱり時代のこうした流れの中で、業者がどう行き抜いていくかというのも自助努力の一つであろうというふうに思いますし、当然のことながら、私どももそうした面では、このような方向に移っていくという中で、業者の皆さんにも事前に理解をいただくような、そしてまた自ら、そうした技術取得をしていただけるように持っていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 医療審議会の経過等をホームページに載せるかということでしょうか。答申案を載せるかということ。これは、いわゆる情報公開をする対象でございますので、必要な皆さん方にはぜひ請求をいただければというふうに思っておりますし、その部分を今ホームページに掲載する思いはございません。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 先ほどの山田議員さんからのケーブルテレビによりまして現在の配布文書が減っていくのかというようなお話でございますが、現在におきましても、できるだけ各区長さんのお手元にお渡しをさせていただいて、その枚数が減るようなことと5月号から、お知らせ版につきましてもA2のタブロイド版ということで大き目のものにさせていただいて、できるだけ行政からの配布文書を一つにまとめさせていただきたいというような方向も努力をさせていただいております。

ただ、今回、このケーブルテレビをさせていただいて、それぞれお知らせをさせていただくんですけども、やはり全町域にわたりまして、あるいはまた企業の関係等々もございまして、そちらの方にお渡し等を考えていきますと、ケーブルテレビをしたからといって、直接、配布文書の数が激減するということは考えております。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 0時15分